

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3155号)

令和7年1月28日

横情審答申第3155号

令和7年1月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年10月24日建情第1099号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 特定マンションの底地に令和3年ないし4年に、神奈川県から土砂災害特別警戒区域レッド・ゾーン内に、新たに、5棟の建物を作る又は設置した事実を知った時期を記載した行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1) 特定マンションの底地に令和3年ないし4年に、神奈川県から土砂災害特別警戒区域レッド・ゾーン内に、新たに、5棟の建物を作る又は設置した事実を知った時期を記載した行政文書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年7月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その理由は、「特定マンションの敷地に令和3年から4年までの間に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の履歴がなく、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないため」と要約される。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の公開を求める。
- (2) 平成22年に、特定マンションの底地の土砂災害特別警戒区域内に建物を建てた者に対して、建築基準法違反を理由とする行政指導をしたのであるから、同一の場所への建物の建築について、非開示決定の法的な根拠と理由がない。

- (3) 審査請求人は、建築局情報相談課（以下「情報相談課」という。）の職員に、証拠写真等を提出して当該底地に建築基準法違反の建物が建てられた旨を告げて調査を求めており、実施機関には直ちに確認する義務があったので、本件審査請求文書が存在していないとの理由付けは、明らかに事実と反している。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 建築確認に係る事務について

横浜市では、建築計画について確認の申請を受けた場合、その情報を台帳・帳簿登録閲覧システムに入力する。当該申請が指定確認検査機関になされた場合には、指定確認検査機関から確認審査報告書を受領したときに入力する。情報相談課では、これによって建築物に係る情報を把握している。

また、建築物の構造等に係る相談があった場合は、建築基準法に違反していないかを情報相談課で調査し、その調査資料を保存している。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定マンションの敷地の土砂災害特別警戒区域内に、令和3年から4年までの間に新たに5棟の建物が作られたことを、実施機関が知った時期を記載した行政文書であると解される。

- (4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 建築物の設置について知るのは、建築確認申請、指定確認検査機関からの確認審査報告又は建物に係る相談や通報を受けたときであるが、審査請求人の主張する案件についてはいずれも受けていないことから、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

- (イ) 審査請求人から資料の提出を受けた事実はあるが、これは建築基準法上の建築物に当たらない物置に関するものであったため、同法違反がない旨を審査請求人に回答している。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年10月24日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年12月19日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和6年11月26日 (第5回第五部会)	・審議
令和6年12月24日 (第6回第五部会)	・審議